

業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

(系統アクセスルールの変更に関する補足説明資料)

2020年3月11日

電力広域的運営推進機関

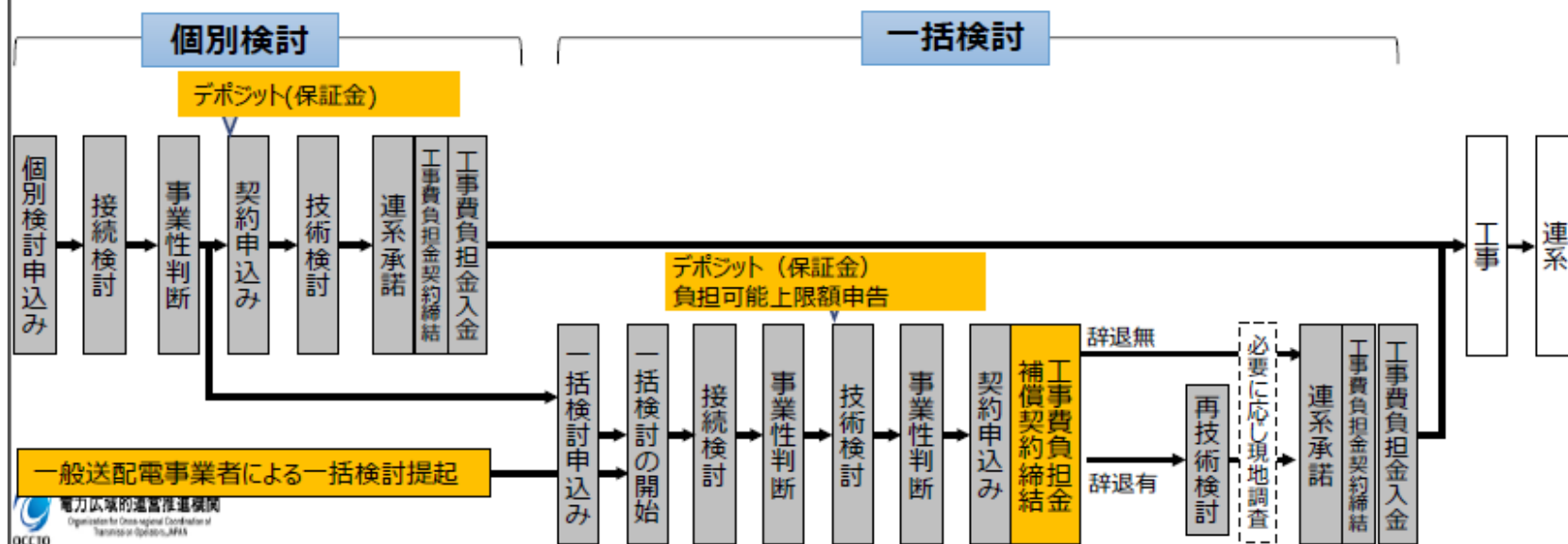
- 系統アクセス業務において、いくつかの課題が顕在化してきております。このため、国や本機関の委員会等において、大規模工事を複数の事業者で共同負担するプロセスとして、電源接続案件募集プロセスに代わる電源接続案件一括検討プロセスの導入等を行うことが整理されましたので、その旨規定します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。
 1. 電源接続案件一括検討プロセス導入に伴う変更・削除・新設（業務規程・送配電等業務指針）【スライド4～57】
 2. 接続検討回答書における有効期限導入に伴う変更（送配電等業務指針）【スライド58～60】
 3. 個別の契約申込みにおける保証金の導入等に伴う変更・新設（業務規程・送配電等業務指針）【スライド61～64】
 4. その他系統アクセスルールに関する変更・削除（業務規程・送配電等業務指針）【スライド65～69】

2. 効率的なアクセス業務の検討について 新たなシステムアクセスの仕組みについて

11

■ こうした課題に対して広域系統整備委員会における議論を経て、以下の仕組みを整理。

1. 事業者が自ら事業性を判断しやすい公開情報等の充実や積極的な情報発信
 ⇒ 申込み時点での事業化確度を向上し不要な辞退者を抑制
2. 個別検討からの移行も含め一般送配事業者から提起（プッシュ型）できるプロセス（一括検討方式）
 ⇒ 継ぎ接ぎの非効率な設備形成を抑制
3. デポジットの導入
 ⇒ 系統容量の空押さえ防止
4. 共同負担プロセスのスリム化と負担可能上限額の早期申告、工事費負担金補償契約の早期締結
 ⇒ 接続検討期間の長期化と辞退による繰り返し検討の抑制



第38回広域系統整備委員会において、以下のとおり、現行の電源接続案件募集プロセス（以下募プロ）に関する主な課題、対応方針及び方策案を提示
 次スライド以降、方策の内容について、説明を実施

3. 一括検討

14

- ◆ 過去委員会（第36回）にて整理した『電源接続案件募集プロセス』（以降、募集プロセス）に関する主な課題※1について、対応方針と方策案を以下に示す。
- ◆ なお、現行募集プロセスにて導入済みで一定の効果がある方策については、新ルールにおいても引き続きルールの一部を変更の上、導入する。

課題点※1	対応方針と方策	詳細頁
1. プロセス完了までの期間長期化 （費用検討の複雑さ・煩雑さ）	<p>《プロセスの効率化・早期化》 検討方法の見直しを行うことで、辞退による再検討の効率化・早期化を目指す。</p> <p>➡ 【方策①】「容量按分での一元化」及び「原則同順位」 【方策②】 負担可能上限額申告の導入（一部変更して導入）</p>	16～24
2. 辞退による他事業者への影響	<p>《辞退者発生とそれに伴う影響の低減》 事業者辞退による他事業者への時間面及び費用面での影響の低減を図り、併せて辞退の抑止効果に繋げる。</p> <p>➡ 【方策③】 デポジット（保証金）制の導入（一部変更して導入）</p>	25～27
3. 辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）	<p>《補償契約の早期締結》 契約申込み時に工事費負担金補償契約を締結することで、再検討繰り返しの低減と追加辞退の抑制に繋げ、プロセス長期化の改善を図る。</p> <p>➡ 【方策④】 工事費負担金補償契約の締結（一部変更して導入）</p>	28～34

※1：第36回委員会整理した主な課題の項目分けを一部再整理。

1 電源接続案件一括検討プロセス導入に伴う変更・削除・新設の背景及び内容
《プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）》

募プロでは、プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）が問題



プロセスの早期化等の観点から、募集要綱作成準備等の省略、複数の系統連系希望者を原則、同順位扱いとすること及び負担可能上限額の申告の導入等を整理



上記整理に伴い、本機関にて電源接続案件一括検討プロセス実施に関する手続等を策定し、公表する旨及び系統連系希望者は負担可能上限額を申告すること等規定

【業務規程第80条】<変更>

【送配電等業務指針第121条の2、第122条の7】<新設>

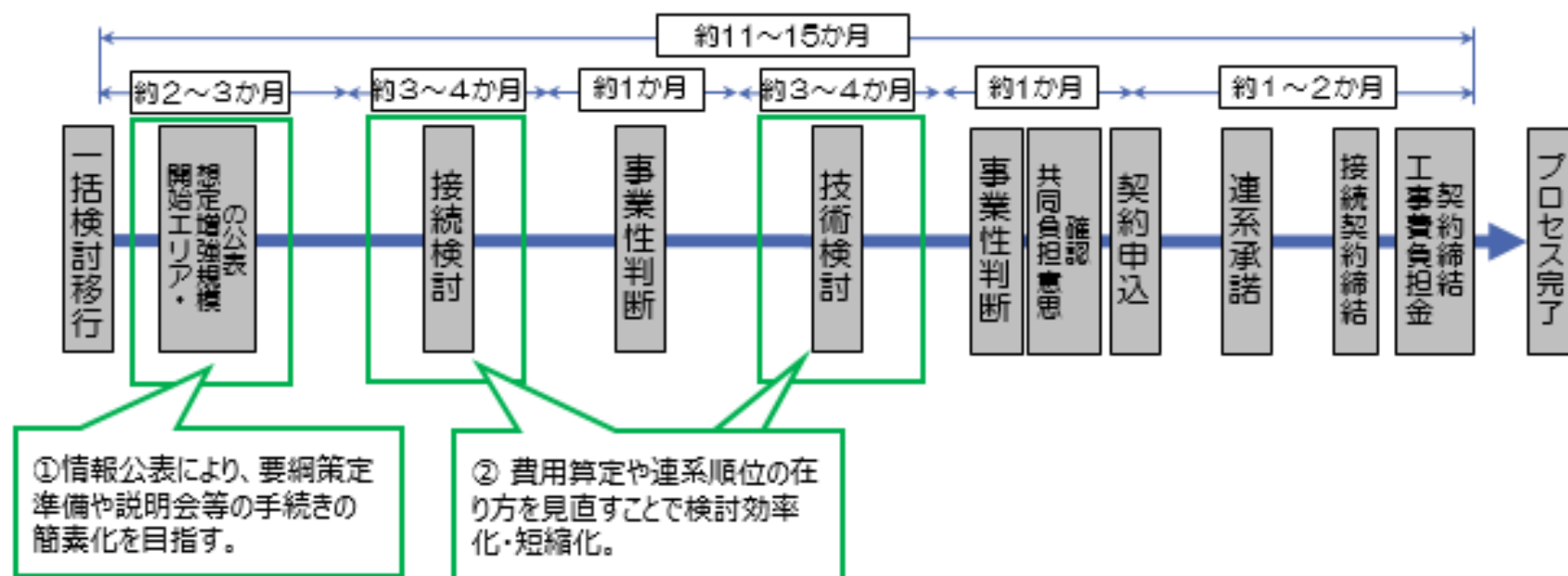
3. 一括検討の適用に向けた改善策(案) (概要)

12

◆ 検討スキーム工程のスリム化

- ① 実施エリアに関する情報(想定される増強規模等)を早期に公表する等、**要綱策定準備や説明会等の手続きの省略・簡素化**を目指し、**期間の短縮**を図る。
- ② 工事費負担金算定方法や連系順位の在り方の見直しを行う(後述)ことで、**接続検討及び技術検討の効率化と短縮化**を図る。

【アクセス検討プロセス(一括検討イメージ)】※現在詳細検討中のため、議論中の方向性を示す内容となります。



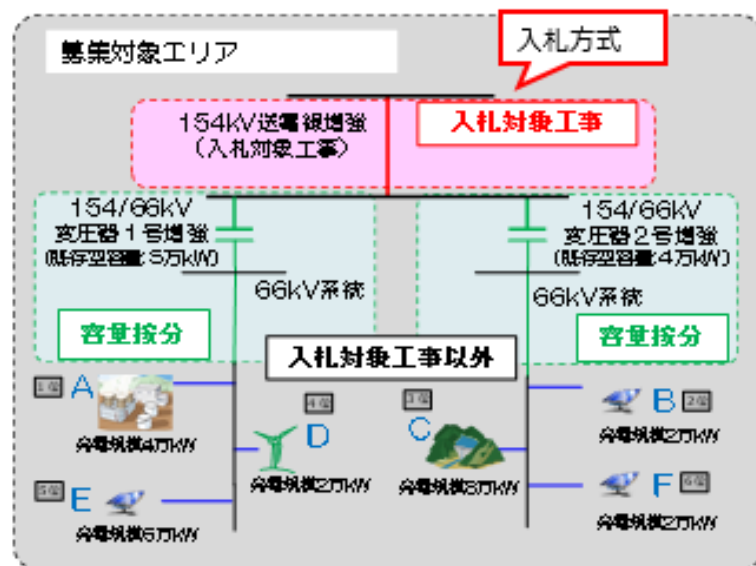
3. 一括検討の適用に向けた改善策(案) (概要)

13

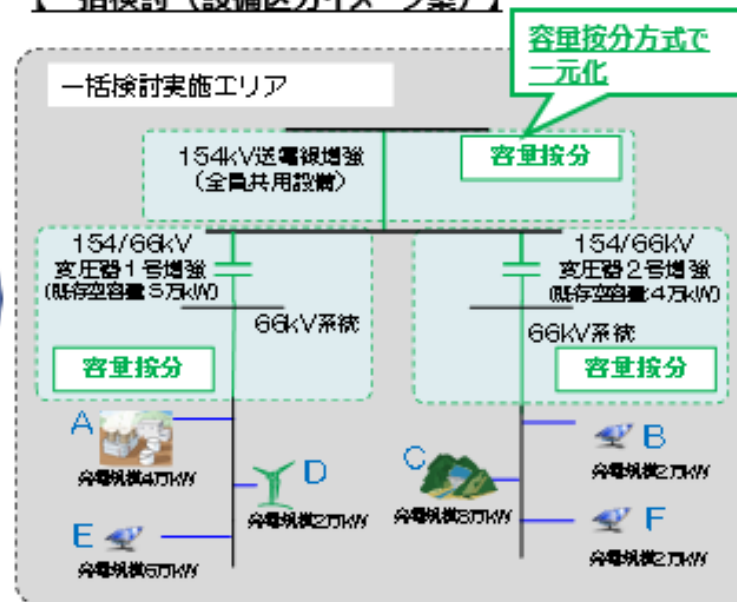
◆ 工事費負担金算定方法の見直し

- 工事費負担金算定方法を最大受電電力で按分する方式(以下、容量按分という)で一元化し、検討をスリム化することで期間短縮を図る。また、事業者辞退時の工事費負担金再算定等を迅速化し、プロセス遅延の最小化を図る。
- これにより、入札手続きが省略でき、プロセス全体の期間短縮化にも繋がる。

【現行募集プロセス(実施イメージ)】



【一括検討(設備区分イメージ案)】



※容量按分方式の考え方(案)を次スライドに記載。

※現在詳細検討中の為、議論中の方向性を示す内容となります。

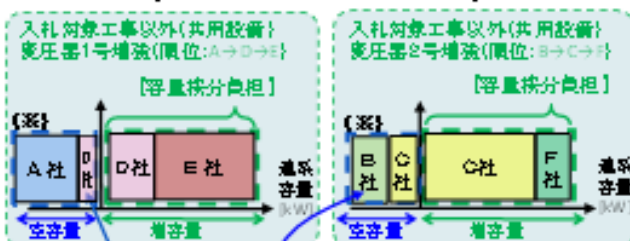
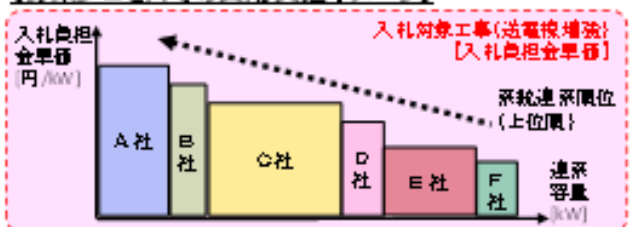
3. 一括検討の適用に向けた改善策(案) (概要)

14

◆ 連系順位の考え方見直し

- 複数の系統連系希望者を原則、**同順位扱い**とすることで、事業者辞退時も順位に捉われることなく、**再検討の迅速化**を図ることができる。

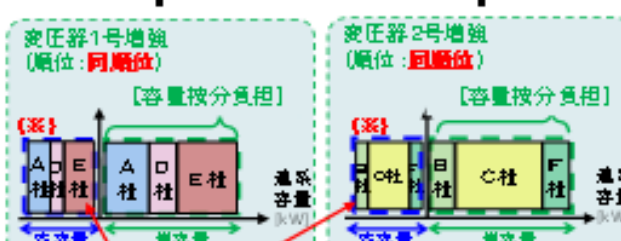
【募集プロセスでの費用負担イメージ】



【※】 入札にて決定された系統連系順位を基に、既存空容量への連系者を決定、増強後の空容量の対象事業者で按分負担を行う。
 ⇒ A社及びB社は全量が既存空容量内で連系可能なため、増強分に対する費用負担無し。
 ⇒ C社～F社は既存空容量を超過するため、増強分の負担対象。



【一括検討エリアでの費用負担イメージ案】



【※】 原則同順位扱いとするため、既存空容量への連系についても系統連系希望者で共同利用するものとする。また超過容量分の負担についても共同利用者で容量按分とする。



原則、同順位扱いとする。

容量按分方式で一元化

原則、同順位扱いとする。

※現在詳細検討中の為、議論中の方向性を示す内容となります。

3. 一括検討

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化(費用検討の複雑さ・煩雑さ)」に対する方策検討)

19

【費用算定方法に関する過去委員会ご意見】

- 入札をやめるということで、時間短縮できるメリットはあるが、一方いろいろなデメリットにも気を付けるべき。
- 入札方式は、負担能力の高い人が負担能力の低い人の分を一部支払うことで全体のプロセスが成立しやすいという要素もある。今回の同順位で、単価としては同額負担になり、評価として一律になると、負担能力の低い人にとっては、一律にされ厳しくなり、結果的に、離脱がこれまで以上に進まないか懸念。最悪の場合は辞退の連鎖を引き起こす原因にもならないか。

✓ 現行の募集プロセスにおける「入札」は、オークション的要素を持った入札であり、複数の系統連系希望者が落札できる仕組みであることから、増強費用が集まり易いというメリットがある。

✓ 入札のメリットを踏まえ、複数の増強対策に対して入札を適用した場合、以下のような懸念から、これまで以上にプロセス成立が困難となり、不成立案件の増加や辞退者の増加、プロセス長期化に繋がる虞がある。

- 仮に、複数の増強対策を一括で入札した場合、事業者にとって自身が共用する設備以外の増強工事まで負担対象に含まれてしまうなど、費用負担の観点で懸念がある。(次頁図(a)参照)
- 複数の増強対策を各々、同時に入札した場合でも、事業者は複数の入札にエントリーする必要があり、適切な事業性判断が難しく、且つすべての入札で同時成立が必要不可欠となる。(次頁図(b)参照)

➤ 「容量按分方式」での一元化を志向することで、効率化・早期化に繋げるだけでなく、現行の募集プロセスと比べて事業者にとっても算出方法が簡素化されることで投資判断が容易になる。

➤ なお、「容量按分一元化」を志向するため、アクセス検討プロセスでは負担可能上限額に基づいた「デポジット」や「工事費負担金補償契約」とする新たなルール設計を行う。詳細は後述参照。

3. 一括検討

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化 (費用検討の複雑さ・煩雑さ)」に対する方策検討)

20

(参考) 入札での一元化イメージと懸念点

(a) 一括入札イメージ

《イメージ》

対象設備	共用事業者	入札	入札対象者
154kV送電線	A、B、C、D	入札①	A、B、C、D
154/66kV変圧器1号	A、B		A、B、C、D
154/66kV変圧器2号	C、D		A、B、C、D

《懸念点》一括した入札であるため、共用設備以外の設備への入札 (費用負担) を要する。

(b) 複数同時入札イメージ

《イメージ》

対象設備	共用事業者	入札	入札対象者
154kV送電線	A、B、C、D	入札①	A、B、C、D
154/66kV変圧器1号	A、B	入札②	A、B
154/66kV変圧器2号	C、D	入札③	C、D

《懸念点》共用設備への入札になるが、複数の入札 (①～③) の同時実施が必要であり、すべての成立が必要となる。

✓ プロセス成立が難しく、不成立案件の増加や辞退者の増加、プロセスの長期化が懸念される。

3. 一括検討

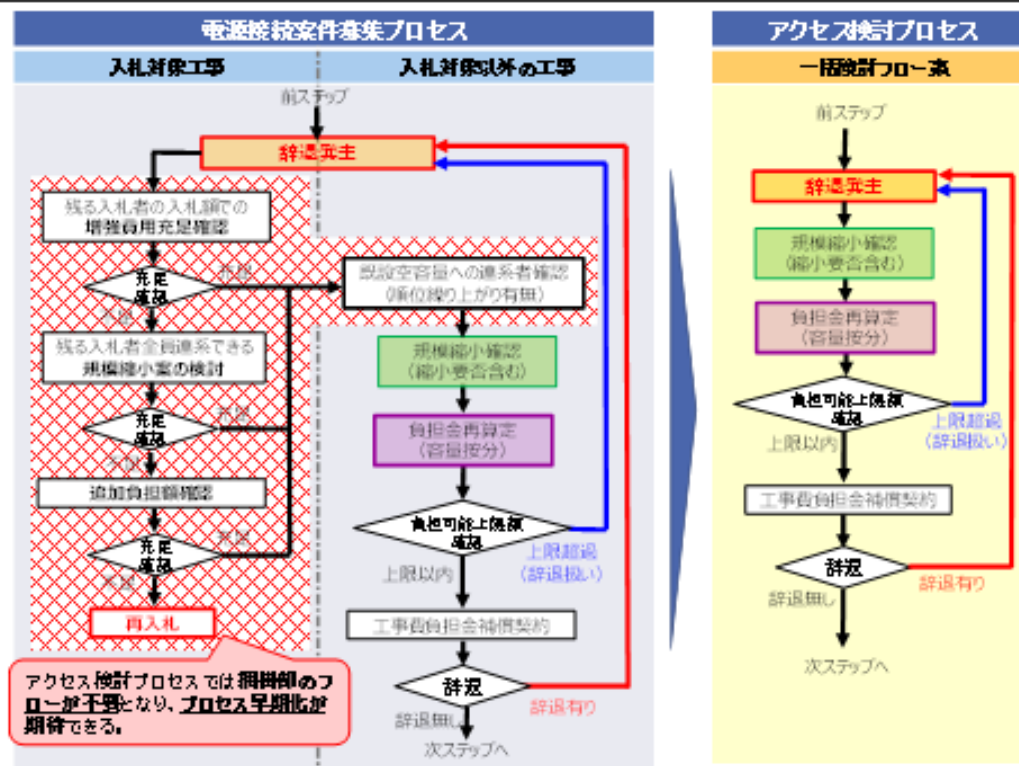
(課題「1. プロセス完了までの期間長期化 (費用検討の複雑さ・煩雑さ)」に対する方策検討)

21

【プロセス迅速化に関する過去委員会ご意見】

- **再計算の迅速化が、どれほど効果があるかがよくわからない。**今回案によって再計算が劇的に迅速化されるのか、少し疑問である。

◆ **容量按分方式で一元化し、原則同順位とすることで、募集プロセスで行っていた入札対象工事の充足確認及び順位再確認 (下図の網掛け部) が不要となり、プロセス早期化 (円滑化) が期待できる。**



3. 一括検討

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化 (費用検討の複雑さ・煩雑さ)」に対する方策検討)

22

◆ 【方策②】 負担可能上限額申告 について

【一次スクリーニング導入に関する過去委員会ご意見】

- 事業確度が高い人から低い人までを集めて1から10までプロセスを進めようとするから時間がかかっているのではないか。
- 事業者にとって一番予測できないのは負担金であり、『負担できる上限はここまで』ということは明確に出るのではないか。
- (接続の負担金が) 負担 (できる上限) を大きく飛び出している人とかを見極めて、一次スクリーニングで切って、「これでもまだ続けますか」というプロセスを1回入れることで、1～10までプロセスをやらずに済むのではないか。

【現状】

- ✓ 現行募集プロセスでは、**プロセス遅延対策 (プロセス完了の早期化) として、「負担可能上限額の申告」を導入している。**
- ✓ 「負担可能上限額」の導入により、**都度の共同負担意思確認を省略することで、プロセスの早期化を図っている。**
- ✓ 但し、「負担可能上限額」は、入札対象工事以外の工事負担金が対象となっているため、**入札対象工事に対する出資検討とは別途検討 (入札対象工事以外の事業性判断) が必要**となる。

上記に対する方策案を次スライドに示す。

3. 一括検討

(課題「1. プロセス完了までの期間長期化 (費用検討の複雑さ・煩雑さ)」に対する方策検討)

23

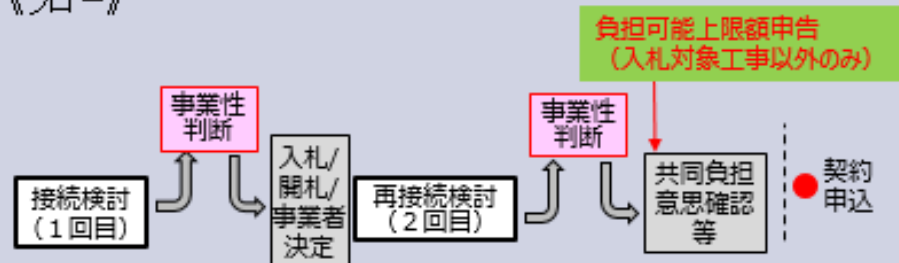
【方策②】 負担可能上限額申告について

- ▶ アクセス検討プロセス (一括検討) でも「負担可能上限額申告」を引き続き導入し、プロセスの早期化を図る。 なお、アクセス検討プロセスでは容量按分で一元化するため、負担対象となる設備全体に対する負担可能上限額となる。

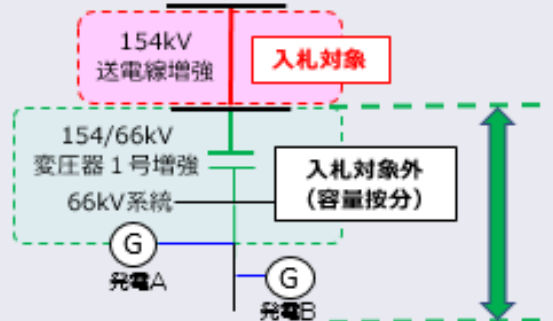
【負担可能上限額申告の適用イメージ】

電源接続案件募集プロセス

《フロー》

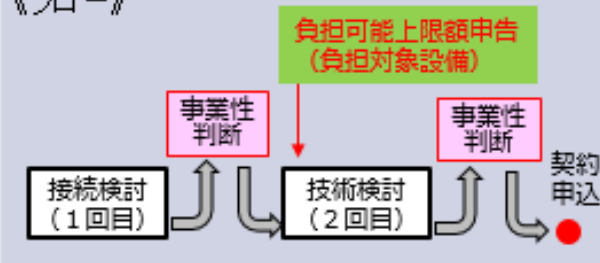


《イメージ》

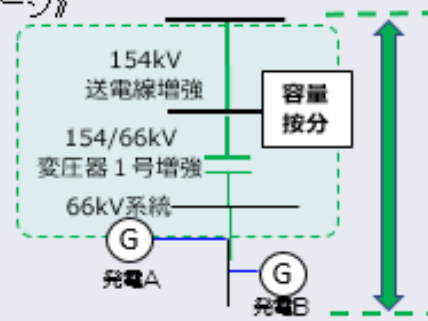


一括検討への適用イメージ

《フロー》



《イメージ》



(参考) プロセス完了までの期間長期化 (費用検討の複雑さ・煩雑さ) 対策のための変更
(新旧対照表：業務規程、送配電等業務指針)

【業務規程】

＜変更前＞

(募集要綱の策定等)

第80条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電システムの増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、電源接続のために当該送電システムに暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定める。

2 本機関は、募集要綱の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。



【業務規程】

＜変更後＞

(電源接続案件一括検討プロセス実施に関する手続等の公表)

第80条 本機関は、電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(削除)

【送配電等業務指針】＜変更前＞

(新設)



【送配電等業務指針】

＜変更後＞

(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)

第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電システムの増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電システムに暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。

2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電システムへの系統連系希望者を募集する。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)

第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電システムへの連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者に対し、再接続検討の申込みを行う。

2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者に対し、系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下「負担可能上限額」という。）を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。

1 電源接続案件一括検討プロセス導入に伴う変更・削除・新設の背景及び内容 《辞退による他事業者への影響》

現行の募プロでは、事業者の辞退に伴うプロセス遅延抑制と他事業者への影響低減の観点から、第1次保証金・第2次保証金として、各々、入札対象工事の負担額に対する5%を支払う仕組み



辞退による影響低減の観点から、電源接続案件一括検討プロセスにおいても、現行の募プロの「保証金」ルールの一部を変更し、引き続き導入するよう整理



上記整理に伴い、電源接続案件一括検討プロセスにおいて、再接続検討の申込み時に保証金が必要となる旨及びその割合について、本機関の理事会において定める旨等規定

【業務規程第82条の2】（新設）

【送配電等業務指針第122条の9】（新設）

3. 一括検討

(課題「2. 辞退による他事業者への影響」に対する方策検討)

25

◆【方策③】デポジット(保証金)制の導入 について

【現状】

- ✓ 現行の募集プロセスでは、事業者の辞退に伴うプロセス遅延抑制と他事業者への影響低減の観点から、第1次保証金・第2次保証金として、各々、入札対象工事の負担額に対する5%を支払いただく仕組みとしている。

【第36回委員会におけるご意見】

- 辞退者の未然防止を目的としたデポジット制の導入は効果があると思う。
- 負担がいくらになるのかわからないのにデポジットを置かなければならないので、どの程度のデポジットにするのか、その合理性をどう考えるか等、もう少し検討が必要ではないか。

上記に対する方策案を次スライドに示す。

3. 一括検討

(課題「2. 辞退による他事業者への影響」に対する方策検討)

26

【方策③】デポジット（保証金）制の導入

➤ 辞退による影響低減の観点から、アクセス検討プロセスにおいても、**現行募集プロセスの「保証金」ルールの一部を変更し、引き続き導入する。**

◆変更点1：デポジット対象の拡大

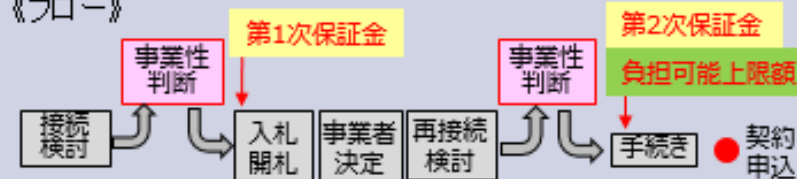
✓ デポジット（保証金）として負担対象となる**共用設備全体に課す仕組み**とする。

◆変更点2：デポジット額の設定

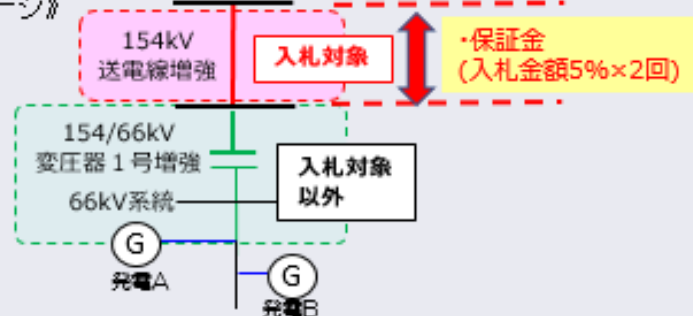
✓ **負担可能上限額をベースとした一定割合の金額**とし、その割合については現在検討中。

電源接続案件募集プロセス

《フロー》

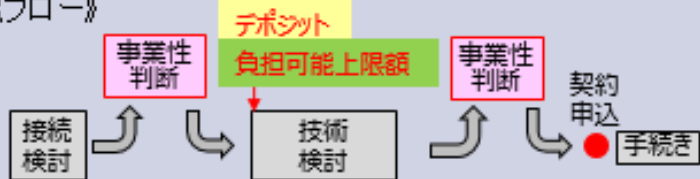


《イメージ》

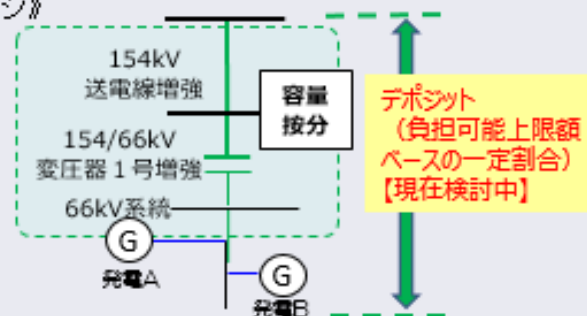


一括検討への適用イメージ

《フロー》



《イメージ》

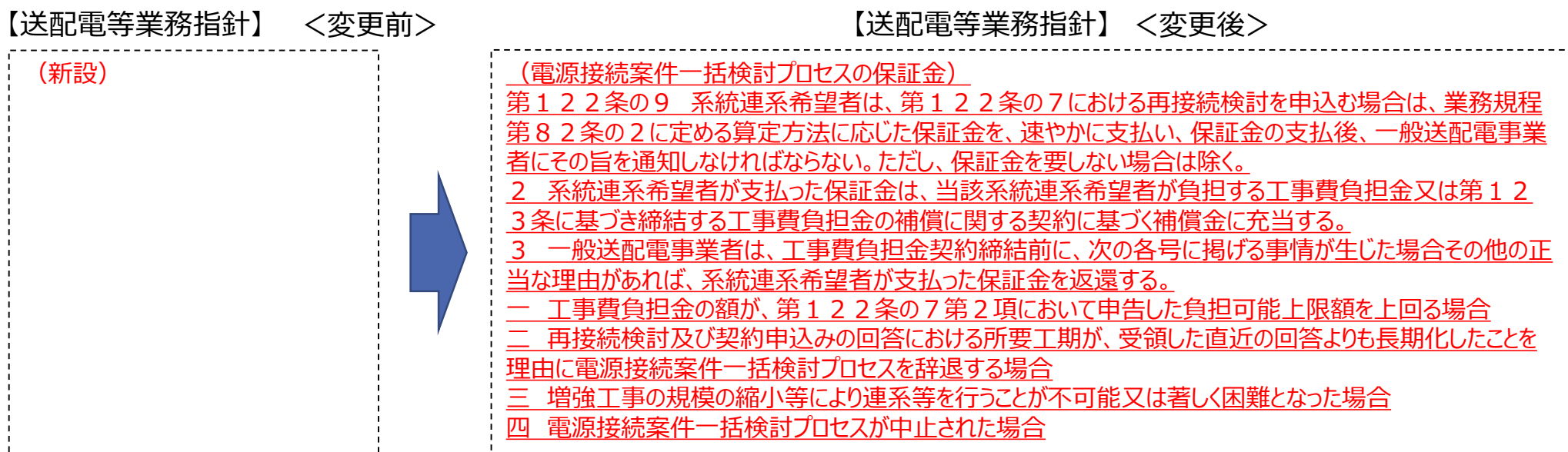
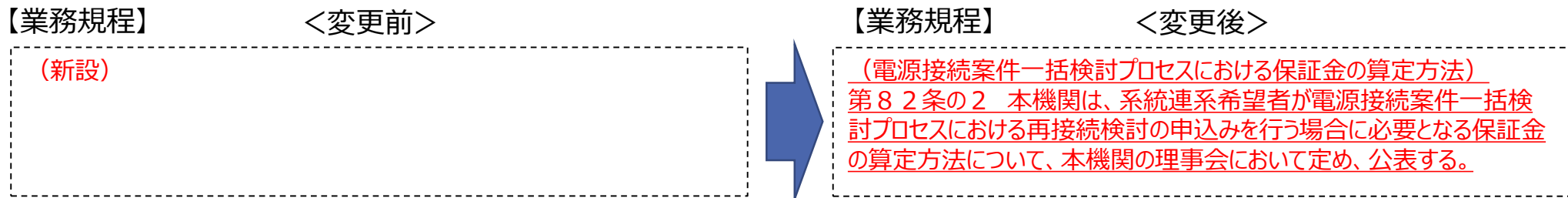


3. デポジット（保証金）制の導入について

14

【デポジット（保証金）の割合設定について】

- 現行の電源接続案件募集プロセス（以降、募集プロセス）では、事業者の辞退に伴うプロセス遅延抑制と他事業者への影響低減の観点から、第1次保証金・第2次保証金として、各々、入札対象工事の負担額に対する5%を支払いただく仕組みとしている。
- アクセス検討プロセスにおいても事業者辞退による影響低減が必要であることから、現行募集プロセスと同水準の「5%」としてはどうか。
- その上で、5%のデポジットでも途中辞退の未然防止効果が十分でないとは判断される場合には、水準の引き上げを検討することとしてはどうか。
- なお、工事費負担金契約締結前で以下のようなケースにより辞退となる場合は、事業者の責による辞退ではないと考えられるため、返金する。
 - ✓ 直近で回答された検討結果（負担金額・工期）に比べて、
 - （費用面）個別検討：負担金が増額する場合
 - 一括検討：負担可能上限額の超過で辞退扱いとなった場合
 - （工期面）工期が長期化する場合
 - （その他）天災地変等、その他不可効力が生じた場合
- これらは各一般送配電事業者の約款改定を要することから、今回の審議結果を踏まえ、今後、関係箇所と調整する。



1 電源接続案件一括検討プロセス導入に伴う変更・削除・新設の背景及び内容 《辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）》

現行の募プロでは、共同負担意思確認後の辞退に伴う他者への影響低減対策として、『第2次保証金※』及び『工事費負担金補償契約（以降、補償契約）※』を導入 ※ 次スライド参照



第2次保証金支払後においても補償契約締結直前で辞退が発生しており、それに伴う再検討とさらなる追加辞退による再検討繰り返しが、プロセス長期化の要因



プロセスの長期化を回避する観点から、電源接続案件一括検討プロセスにおいては、工事費負担金補償契約の早期締結を導入することが整理



上記整理に伴い、電源接続案件一括検討プロセスにおいて、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み時に工事費負担金補償契約を締結しなければならない旨等規定

【送配電等業務指針第123条】<変更>

3. 一括検討

(課題「3. 辞退による繰り返し検討 (プロセス長期化)」に対する方策検討)

28

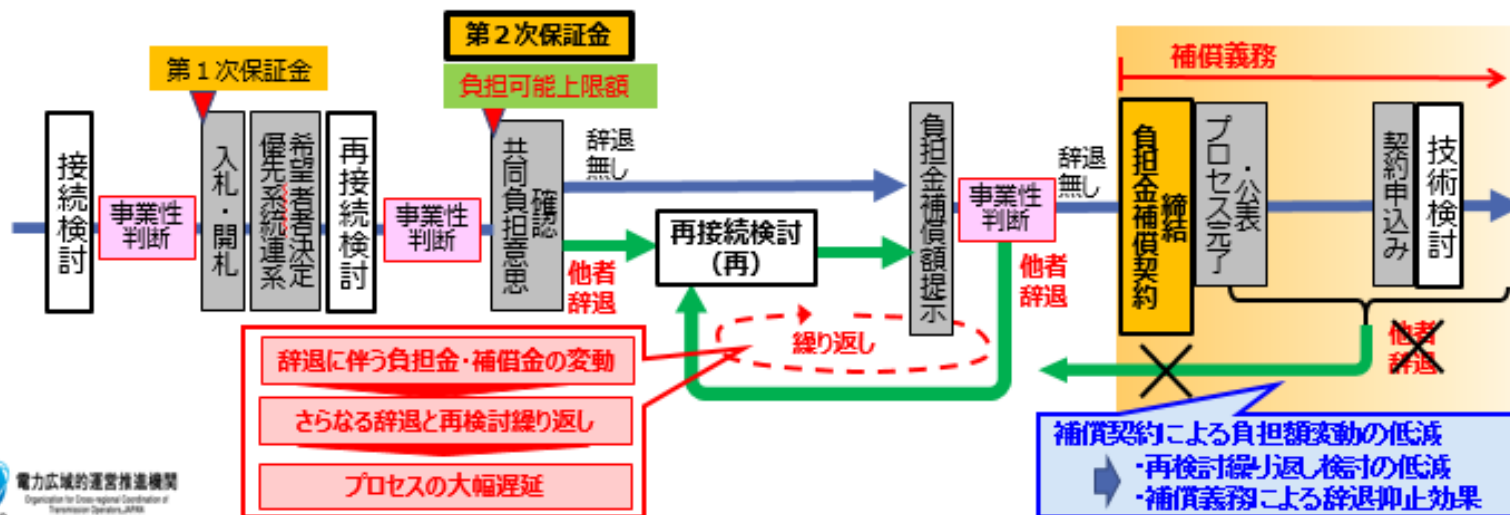
◆【方策④】 工事費負担金補償契約の締結 について

【現状と課題】

- ✓ 現行募集プロセスでは、共同負担意思確認後の辞退に伴う他者への影響低減対策として、『第2次保証金』及び『工事費負担金補償契約 (以降、補償契約) *』を導入している。
 - 〔 ・ 『第2次保証金』 … プロセス“実施中”の辞退低減対策 〕
 - 〔 ・ 『工事費負担金補償契約』 … プロセス“完了後”の辞退による繰り返し検討対策 〕
- ✓ 一方、第2次保証金支払後においても補償契約締結直前で辞退が発生しており、それに伴う再検討とさらなる追加辞退による再検討繰り返しが、プロセス長期化の要因となっている。
- ✓ 過去に行ったアンケートにおいても、この辞退によるプロセス長期化に対して事業者より問題提起されており、改善要望の声が挙がっている状況。

(※) 『工事費負担金補償契約』: 自己都合による辞退時には共用予定であった他者への影響分 (増強費用) を補償する義務を負う契約。

【現行募集プロセスでの再検討繰り返しと低減対策】



3. 一括検討

(課題「3. 辞退による繰り返し検討(プロセス長期化)」に対する方策検討)

30

	案1 (デポジット②設定)	案2 (補償契約の早期締結)
メリット	I. 工事費負担金確定後に事業者の最終的な事業性判断が可能となる。 II. 2回目のデポジット(案2と比べてデポジットの総額が高くなる)を導入することで、一定の辞退の抑制が期待できる。	i. 接続契約申込後の辞退の抑止効果があり、事業者都合の辞退による繰返しが防止できることから、事業者ニーズでもあるプロセスの短期化が図れる。 ii. 案1と比較し、手続きに必要なデポジットが少ない。
留意点	a. 参加条件が厳しくなるものの、辞退の繰返しを防止することができず、プロセスが長期化する懸念がある。(募集プロセスの実績より)	A) 補償契約が工事費負担金確定前であるため、補償金額が未定のまま、事業者自らが申告した負担可能上限額を限度とした補償契約を締結する必要がある。
留意点の回避策	一. デポジットの金額の低減。(参加条件が緩和されるため、繰返しの可能性はさらに高まる。)	1. 接続検討回答時および技術検討回答時の提示情報の充実(提示内容は現在検討中)と組み合わせることにより留意点によるリスクは回避できるのではないか。 2. 当事者の責によらず工事費が負担可能上限額を超過した場合、補償契約を解除できるようにすることで、事業者リスクを限定的にできるのではないか。

3. 一括検討

(課題「3. 辞退による繰り返し検討（プロセス長期化）」に対する方策検討)

31

- 現行の募集プロセスをベースとした案1（デポジット②設定）は、補償契約時の辞退を防止することができないため、再検討（繰り返し）による長期化が回避できない。
- 一方、案2（補償契約の早期締結）は、負担可能上限額を限度とした補償契約を早期に契約する必要があるが、再検討（繰り返し）によるプロセスの長期化は回避できる。
- 案2（補償契約の早期締結）は、事業者の事業性判断を早めることになるうえ、負担金が確定しない中で負担可能上限額を限度に負担する契約となるが、次項のB)、C)を追加し、事業者の事業性判断において無理が生じないようにした上で、案2（補償契約の早期締結）を一括検討の基本ルールとしたい。

3. 一括検討

(課題「3. 辞退による繰り返し検討(プロセス長期化)」に対する方策検討)

32

【方策④】 工事費負担金補償契約の締結

▶ アクセス検討プロセスにて再検討の繰り返し防止策として、前述の『補償契約の早期締結』を導入する。

A) 接続契約申込み時点での補償契約締結

- ✓『接続契約申込み≡共同負担意思表示』と位置付け、**接続契約申込み時に補償契約を締結。**
- ✓一部の事業者が辞退した場合でも、**残る事業者で補償契約を締結し、補償義務が発効された中での再検討実施。**

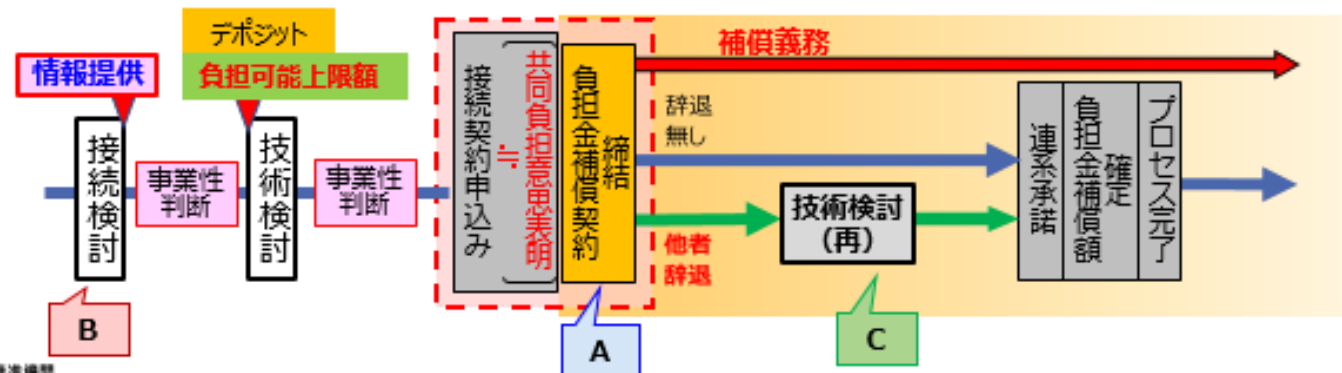
B) 接続検討回答時の情報提供の充実

- ✓正しい事業性判断のもと負担可能上限額を申告できるよう、**接続検討回答時の情報提供の充実を図る。**(今後詳細検討予定)

C) 『解除条件』ルールの設定

- ✓プロセス完了までの他事業者辞退に伴って費用変動が生じたことで**負担可能上限額を超過し、辞退扱いとなった場合には、補償契約(補償義務)を解除する条件を設ける。**

【アクセス検討プロセス(一括検討)での補償契約の早期締結イメージ】



2. 一括検討

(補償契約不履行事業者発生時の一括検討での対応について)

6

- ▶ 前回委員会において、辞退に伴う再検討の繰り返し防止策として、「工事費負担金補償契約の早期締結」について提案し、以下のご意見を頂いた。

【第38回委員会】

- 工事費負担金補償契約の早期締結は有効だと思うが、補償契約を締結したとしても、履行せずに辞めていく事業者もいると考えられる。スポンサーや銀行からの担保を取っておいた方がよいのではないか。
- 履行しない事業者には、次回から参加できないなどのペナルティーを設けてもいいのではないか。

【方策④】 工事費負担金補償契約の締結

第38回広域系統整備委員会資料より抜粋

- ▶ アクセス検討プロセスにて再検討の繰り返し防止策として、前述の『補償契約の早期締結』を導入する。

A) 接続契約申込み時点での補償契約締結

- ✓ 接続契約申込み時共同負担意思表明と位置付け、接続契約申込み時に補償契約を締結。
- ✓ 一部の事業者が辞退した場合でも、残る事業者で補償契約を締結し、補償義務が発効された中での再検討実施。

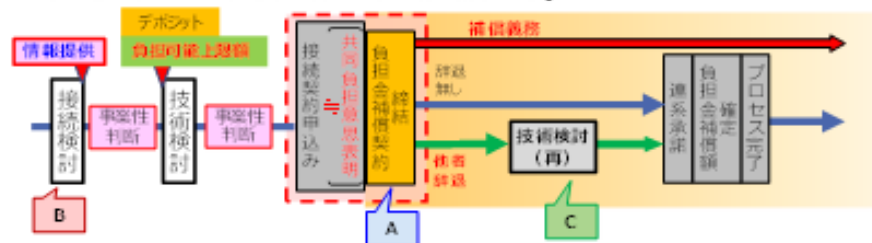
B) 接続検討回答時の情報提供の充実

- ✓ 正しい事業性判断のもと負担可能上限額を申告できるよう、接続検討回答時の情報提供の充実に図る。(今後詳細検討予定)

C) 『解除条件』ルールの設定

- ✓ プロセス完了までの他事業者辞退に伴って費用変動が生じたことで負担可能上限額を超過し、辞退扱いとなった場合には、補償契約(補償義務)を解除する条件を設ける。

【アクセス検討プロセス(一括検討)での補償契約の早期締結イメージ】



2. 一括検討

(補償契約不履行事業者発生時の一括検討での対応について)

10

【契約不履行者への対応の方向性】

- 事業者は、負担可能上限額申告と合わせてデポジットを支払い、かつ事前に工事費負担金補償契約を締結する必要があるため、それぞれの時点でしっかりとした意思決定がされていると考えられる。
- このため、工事費負担金補償契約締結後に契約不履行となるケースは想定できるものの、悪意のある辞退や恣意的な辞退は考えにくい。
- 他事業者への影響回避の観点から一定の合理性はあるものの、このような限定的なケースに備えて、全ての事業者に予防的な未然防止策を適用するのは、過度な対策とならないか。

以上を踏まえ、未然防止策ではなく、以下のような事後対策を講ずることとしてはどうか。

- ✓ 工事費負担金補償契約に基づき費用負担を頂くよう必要に応じ法的措置も含め求めていく
- ✓ 広域機関にて指導・勧告等を行うと共に、当該事業者情報等を公表する
- ✓ さらに、当該事業者および関係する事業者が他の一括検討案件に参加する際には、第三者の支払保証書類等(担保)の提出を義務付ける
- 事後対策をルールに明記し事前に周知しておくことで、一定の抑止効果も期待できる。
- 万が一、契約不履行者が発生する場合は、再検討を実施する。
- 但し、事後対策のみでは、効果が十分でない判断される場合には、未然防止策の導入を検討していく。

【送配電等業務指針】 <変更前>

（電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み）

第123条 電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者となった系統連系希望者は、同プロセスが成立した場合、成立後速やかに、一般送配電事業者に対し、発電設備等に関する契約申込みを行わなければならない。

（新設）



【送配電等業務指針】 <変更後>

（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み）

第123条 第122条の11の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。

2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。

1 電源接続案件一括検討プロセス導入に伴う変更・削除・新設の背景及び内容 《電源接続案件一括検討プロセス 主宰の変更》

現行の募プロでは、プロセス完了までの期間長期化（費用検討の複雑さ・煩雑さ）が問題となっていたため、プロセスの効率化と早期化の観点から、募集要綱作成準備等の手続きを省略し、本機関にて電源接続案件一括検討プロセス実施に関する手続等を策定し、公表するよう整理



この結果、個別の電源接続案件一括検討プロセスについては、開始後に対象エリアや増強規模等だけを公表することとなり、その選定は各エリアの一般送配電事業者によって実施



対象エリアの公表等の期間の短縮を図る等、更なるプロセスの早期化のため、電源接続案件一括検討プロセスの主宰を一般送配電事業者とする旨等規定

【業務規程第75条、第81条、第82条、第89条】<変更>

【業務規程第76条～第79条、第83条～第88条】<削除>

【送配電等業務指針第120条、第121条、第122条、第123条】
<変更>

【送配電等業務指針第120条の2～第120条の4、第122条の2～
第122条の12、第123条の2～第123条の7】
<新設>

【業務規程】 <変更前>

(電源接続案件募集プロセスの実施)

第75条 本機関は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。

(新設)



【業務規程】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスの依頼)

第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。

2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。

(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事)

第76条 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象となる第72条第3項第2号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系工事とする。

一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強工事が含まれること。

二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（ただし、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること。

2 本機関は前項第2号の額を公表するものとする。



第76条 削除

【業務規程】

<変更前>

(電源接続案件募集プロセスの開始)

第77条 本機関は、特別高圧の送電系統の増強工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件募集プロセスを開始する。

- 一 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合
- 二 一般送配電事業者たる会員から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で本機関が同プロセスを開始することの合理性を認めたとき
- 三 本機関が効率的な系統整備の観点等から同プロセスを開始することが必要と判断したとき

四 第96条第1項に掲げる場合

2 本機関は、前項第1号により同プロセスの申込みを受け付けた場合は、一般送配電事業者たる会員にその旨を通知する。

3 本機関は、第1項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。

4 第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げるときは同プロセスを開始しない。

- 一 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関し、計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、同プロセスを開始する必要性がないとき
- 二 直近で同一の送電系統に関し、電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず同プロセスが不成立となった場合
- 三 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、同プロセスが開始されるまでに、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第76条第1項に定める規模を下回る結果となった場合

5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要綱を公表するまでの間、電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を定める。

6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び前項により定めた電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。

【業務規程】

<変更後>

第77条 ~~削除~~



【業務規程】

＜変更前＞

(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)

第78条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合（同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。）において、接続検討の回答後、他の系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。

一 接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第76条第1項に定める規模を下回るため、電源接続案件募集プロセスが開始されない旨

二 前号において、系統連系希望者が単独での系統連系を希望する場合には、契約申込みが必要となる旨及び同申込手続の内容（接続検討の申込みが必要となる可能性がある旨を含む。）



【業務規程】

＜変更後＞

第78条 削除

(単独負担意思のある系統連系希望者の募集)

第79条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。ただし、募集期間は1か月を超えることはできない。



第79条 削除

【業務規程】

＜変更前＞

(系統連系希望者からの応募の受付)

第81条 本機関は、募集要綱に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。

2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。

3 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要綱に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。

【業務規程】

＜変更後＞

(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)

第81条 本機関は、送配電等業務指針に基づき電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する特定系統連系希望者から、接続検討の申込みの受付を行う。
(削除)

2 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
(削除)



(接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)

第82条 本機関は、前条の接続検討の回答内容を踏まえた上で、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者を再度募集する。

(新設)

(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)

第82条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえた上で、再度の接続検討(以下「再接続検討」という。)を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。

2 本機関は、前項に基づき受け付けた再接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

【業務規程】

＜変更前＞

(優先系統連系希望者の決定手続)

- 第83条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位（以下「系統連系順位」という。）を決定し、当該順位にしたがって、前条の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に送電系統の容量を確保することができる系統連系希望者（以下「優先系統連系希望者」という。）を決定する。
- 2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知する。
- 3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要綱に定める。

【業務規程】

＜変更後＞

第83条 削除

(再接続検討の実施)

- 第84条 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般送配電事業者たる会員に対し、優先系統連系希望者の接続検討申込みの内容及び系統連系順位を前提とした接続検討（以下「再接続検討」という。）の実施を依頼する。
- 2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要綱に基づき算出する。
- 3 本機関は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果を通知する。

第84条 削除

(工事費負担金を共同負担する意思の確認)

- 第85条 本機関は、前条第3項の通知後、各優先系統連系希望者に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。
- 2 本機関は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合には、各優先系統連系希望者の工事費負担金の額を確定させるものとする。

第85条 削除

【業務規程】 <変更前>

(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)
第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を除外した上で、募集要綱にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。
2 本機関は、第84条に準じ、一般送配電事業者たる会員に対し、再接続検討の実施を依頼し、その結果を前項に基づき決定された優先系統連系希望者に通知する。
3 本機関は、前条に準じ、第1項に基づき決定された優先系統連系希望者に対して、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。

【業務規程】 <変更後>

第86条 削除

(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)
第87条 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の補償に関する契約が締結された場合に成立するものとする。
2 電源接続案件募集プロセスは、同プロセスの対象となる送電システムの増強工事に必要となる工事費負担金に対し、各系統連系希望者の負担金の総額が不足することが明らかとなった場合に不成立とする。
3 本機関は、電源接続案件募集プロセスが成立又は不成立となった後遅滞なく、同プロセスの結果を公表する。

第87条 削除

(電源接続案件募集プロセスの期間)
第88条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始日から原則として1年以内に、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者及び工事費負担金の額を決定し、電源接続案件募集プロセスを完了させるものとする。

第88条 削除

【業務規程】 <変更前>

(電源接続案件募集プロセスの中止)

第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件募集プロセスを継続したとしても、同プロセスが不成立となる蓋然性が高いと判断したときは、同プロセスを中止することができる。

2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者（応募を希望する者を含む。）に対して、意見を聴取する。

3 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)

第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。

2 本機関は、前項の応募の受付については、第81条を準用する。

(新設)

(新設)

【業務規程】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)

第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。

2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者たる会員から、意見を聴取する。

(削除)

(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)

第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。

2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。

3 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要綱に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)

第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。ただし、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)

第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。

2 前項にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。

一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合

二 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合

三 接続検討の回答日から1年を経過した場合

(新設)

(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)

第120条の2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)

第120条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。

2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。

3 開始検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条に基づく同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。

4 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。

(一般送配電事業者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)

第121条 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が接続検討の回答を行った特別高圧の送電系統の増強工事に関して、効率的な系統整備の観点等から、電源接続案件募集プロセスを開始することが必要と判断したときは、本機関に対し、同プロセス開始の申込みを行うことができる。

(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守)

第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に¹したがるものとする。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)
第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電システムの増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電システムに暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。
2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電システムへの系統連系希望者を募集する。

(電源接続案件募集プロセスへの応募等)
第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者及び同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要綱に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。
2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容を踏まえ、募集対象となる送電システムへの連系等を希望する場合には、募集要綱にしたがって、応募する。
3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第8.1条第3項及び第4項に基づき依頼を受けた接続検討は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。

(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)
第122条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電システムへの連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。
(削除)

(削除)

【送配電等業務指針】<変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)
第122条の2 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。
2 一般送配電事業者は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。
3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
4 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。
5 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができる場合には、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。
6 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の5に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
7 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)
第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。
2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)
第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に準じ書面にて回答するとともに必要な説明を行う。
2 一般送配電事業者は、前項の回答時に系統連系希望者に対し、第122条の9に定める保証金の支払いに必要な書類を送付する。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間)
第122条の5 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)
第122条の6 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。

【送配電等業務指針】 <変更前>

【送配電等業務指針】 <変更後>

(新設)



(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)

第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項に基づく、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。

2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。

3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。

4 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができる場合には、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。

5 一般送配電事業者は、再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。

6 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)

第122条の9 系統連系希望者は、第122条の7における再接続検討を申込み場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。

2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第123条に基づき締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。

3 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。

一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項において申告した負担可能上限額を上回る場合

二 再接続検討及び契約申込みの回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に電源接続案件一括検討プロセスを辞退する場合

三 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合

四 電源接続案件一括検討プロセスが中止された場合

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)

第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。

2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

3 再接続検討における系統連系希望者の工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に当たって算出する。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)
第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に準じ書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間)
第122条の12 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。

(電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み)

第123条 電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者となった系統連系希望者は、同プロセスが成立した場合、成立後速やかに、一般送配電事業者に対し、発電設備等に関する契約申込みを行わなければならない。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)

第123条 第122条の11の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。
2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)

第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができる場合には、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。

3 一般送配電事業者は、契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。

4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)

第123条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項に準じ、当該契約申込みに対する検討を実施する。

2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)
第123条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。
2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスの完了)
第123条の5 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。
一 一般送配電事業者と系統連系希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金が確認されたとき
二 電源接続案件一括検討プロセスに応募した全ての系統連系希望者が、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき
三 第122条に定める応募において、系統連系希望者から応募が行われなかったとき
2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割)
第123条の6 一般送配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プロセスが開始されているものとして取扱う。

【送配電等業務指針】 <変更前>

【送配電等業務指針】 <変更後>

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスの期間)

第123条の7 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として1年以内に、同プロセスを完了させるものとする。

(新設)



(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)

第123条の8 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。

一 電源接続案件一括検討プロセス開始後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合

二 想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系できない蓋然性が高いと判断した場合

2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。

3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。

4 一般送配電事業者は、業務規程第89条に基づき、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。

1 電源接続案件一括検討プロセス導入に伴う変更・削除・新設の背景及び内容 《電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料の導入》

現行の募プロにおいて、プロセス開始の決定・公表が行われたにもかかわらず、プロセス開始申込みを行った系統連系希望者がプロセス応募しないという問題が発生



電源接続案件一括検討プロセスでは、他の系統連系希望者への影響を低減することを目的に、プロセス開始申込み時に電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料を設定



上記整理に伴い、電源接続案件一括検討プロセスの開始申込み時に開始検討料が必要となる旨規定

【送配電等業務指針 第120条の4】<新設>

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源接続案件一括検討プロセスの開始)

第120条の4 一般送配電事業者は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。

一 一般送配電事業者が、第120条の2に基づく申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合

二 一般送配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合

三 本機関から業務規程第75条第1項に基づき要請を受けた場合

四 本機関から業務規程第96条第2項に基づき要請を受けた場合

2 一般送配電事業者は、第120条の2に基づく申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。

3 一般送配電事業者は、第1項各号に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項に基づき同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。

4 一般送配電事業者は、第1項第4号の場合は、第121条の2に準じて、必要事項を定め公表した上で募集対象となる送電系統への系統連系希望者の募集を省略し、第122条の3に基づく、接続検討の申込みに対する検討から実施することができる。



1 電源接続案件一括検討プロセス導入に伴う変更・削除・新設の背景及び内容 《その他用語の修正等》

電源接続案件一括検討プロセスの導入に伴い、既設条文の用語の変更等が必要となるため、その旨規定します。

【業務規程第72条、第94条、第96条、第97条】<変更>

【業務規程附則（平成27年4月28日）第3条】<削除>

【送配電等業務指針第33条、第83条、第85条、第91条、第93条、第97条、
第106条、第112条、第130条】<変更>

【業務規程】 <変更前>

(接続検討の回答)
第72条 (略)
2 (略)
3 (略)
一 (略)
二 特定系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が第76条に定める規模以上となる場合 電源接続案件募集プロセス(第75条に定める。以下同じ。)の対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続



【業務規程】 <変更後>

(接続検討の回答)
第72条 (略)
2 (略)
3 (略)
一 (略)
二 特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス(第75条に定める。以下同じ。)の対象となる可能性がある場合 電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続



(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)
第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。
2 本機関は、前項の応募の受付については、第81条を準用する。

(新設)

(新設)

(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)
第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。
2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。
3 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要綱に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。

【業務規程】

＜変更前＞

(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)

第96条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。

2 本機関は、前項の場合において、電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。

3 本機関は、第1項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができる。

4 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。

5 本機関は、第1項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を含む。)には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。ただし、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第97条 本機関は、本機関が第72条第1項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

2 (略)

3 (略)

【業務規程】

＜変更後＞

(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)

第96条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において第75条第1項に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。

2 本機関は、前項の場合において、電源接続案件一括検討プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。

(削除)

3 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件一括検討プロセス開始の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。

(削除)

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

2 (略)

3 (略)

【業務規程】

＜変更前＞

附則（平成27年4月28日）

（平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い）

第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合には、第44条の3に準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができるものとする。



【業務規程】

＜変更後＞

附則（平成27年4月28日）

第3条 ~~削除~~

【送配電等業務指針】 <変更前>

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 (略)

一・二 (略)

ア～エ (略)

オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系システムの増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系システムが地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。

カ (略)

2 (略)

3 (略)

4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 (略)

一・二 (略)

ア～エ (略)

オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項の報告を受けた場合で、契約申込み又は電源接続案件一括検討プロセスの増強対象である広域連系システムが地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件一括検討プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。

カ (略)

2 (略)

3 (略)

4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第91条第1項第2号から第3号の報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(接続検討の検討料)

第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。ただし、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。

(新設)

(新設)

2 (略)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(接続検討の検討料)

第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要な書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。

一 簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合

二 第89条第1項第3号による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合

2 (略)

(接続検討の回答)

第85条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が業務規程第76条に定める規模以上となる場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容

三 (略)

3 (略)

4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。

(接続検討の回答)

第85条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容

三 (略)

3 (略)

4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

第9 1条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに当該契約申込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、業務規程第5 1条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 (略)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

第9 1条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第5 1条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。

一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合

二 第1 2 0条の4 第1 項第1 号により系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合

三 電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれることが判明した場合

2 (略)

3 (略)

(暫定的な容量確保の特例)

第9 3条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第6 4条、第7 7条第6 項、第8 0条第2 項、第9 1条第3 項、第9 5条第2 項及び第9 6条第4 項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。

(新設)

(新設)

(暫定的な容量確保の特例)

第9 3条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。

一 本機関から業務規程第6 4条、第9 1条第3 項、第9 5条第2 項及び第9 6条第3 項の通知を受けた場合 当該通知の内容

二 第1 2 0条の4 第1 項に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第1 2 1条の2 第1 項において定めた内容

【送配電等業務指針】 <変更前>

(送電系統の容量の確定)

第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。

2 (略)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(送電系統の容量の確定)

第97条 一般送配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。

2 (略)

(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)

第106条 (略)

一 (略)

二 電源接続案件募集プロセスが成立した場合 電源接続案件募集プロセスに基づき決定された金額

三 (略)

2 (略)



(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)

第106条 (略)

一 (略)

二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条に基づき本機関が定めた手続きその他の事項（以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続き等」という。）にしたがって決定された金額

三 (略)

2 (略)

(本機関が受け付けた接続検討)

第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項に基づく依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。

2 (略)

3 (略)



(本機関が受け付けた接続検討)

第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項に基づく依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。

2 (略)

3 (略)

【送配電等業務指針】 <変更前>

(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)

第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。

一・二 (略)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)

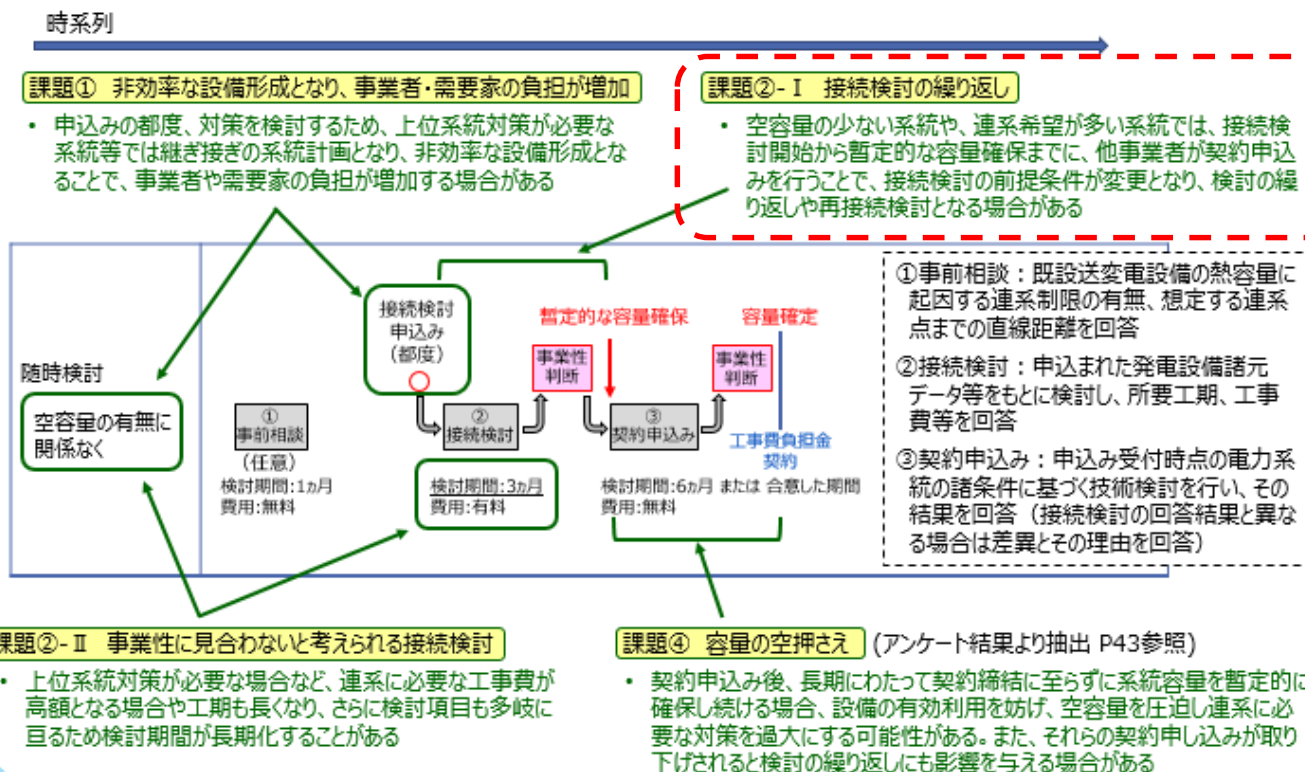
第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。

一・二 (略)

現行ルールでは接続検討回答書の有効期限なし



他の系統連系希望者の送電系統の容量確保により、接続検討の繰り返しが発生



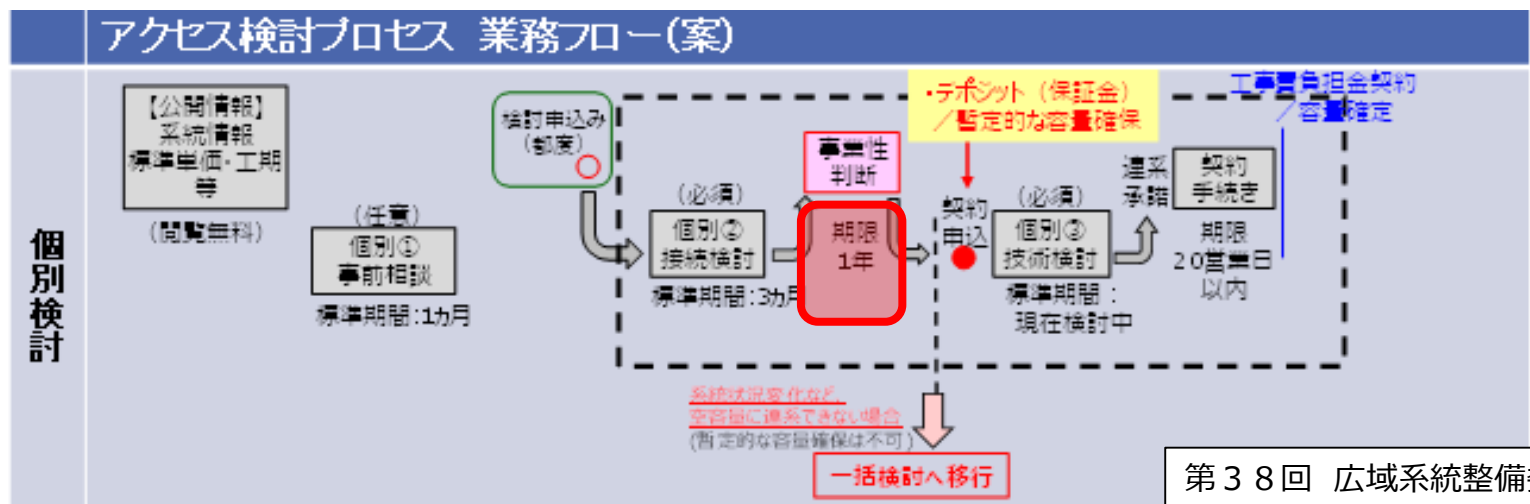
申込みから契約までの手続きについて、事業者の事業性判断ポイントおよび期限を明確にし、1つのパッケージ（一連の流れ）とするよう整理



上記整理に伴い、接続検討回答書の有効期限について、1年間とする旨規定【送配電等業務指針第89条】<変更>

(今後の方向性)

➤ これらを踏まえ、例えば、検討のステップを細分化し、早期に事業性判断ができるポイントを設け、さらに、申込みから契約までの手続きについて、事業者の事業性判断ポイントおよび期限を明確にし、1つのパッケージ（一連の流れ）とすることで、繰り返し検討を低減させることでどうか。



【送配電等業務指針】 <変更前>

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 前条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めるものとする。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。

3 (略)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 第88条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。

一～三 (略)

四 系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合

五 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合

六 接続検討の回答日から1年を経過した場合

2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みその他の適切な対応を求める理由を説明する。

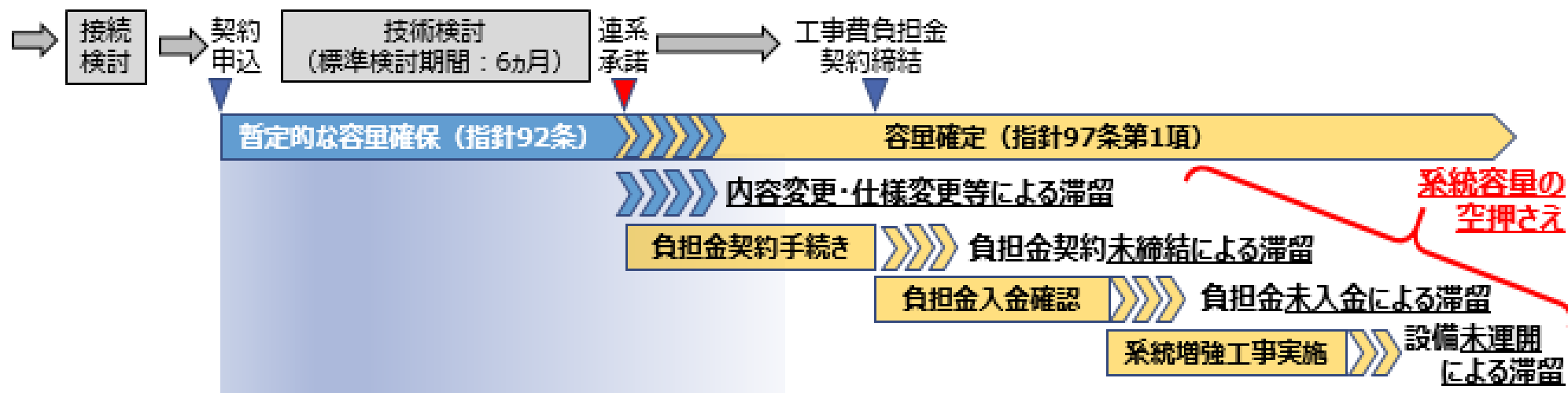
3 (略)

現行ルールでは、容易に系統容量を押さえることができるため、系統容量の空押さえが散見



不要な系統増強対策が増加

【現状の空押さえ状況イメージ】



「系統容量の確保」の重要性を考慮し、暫定的な容量確保に対する対価として、デポジット（保証金）を設定することを整理（デポジット額については、工事費負担金等に対し一定の割合とする）



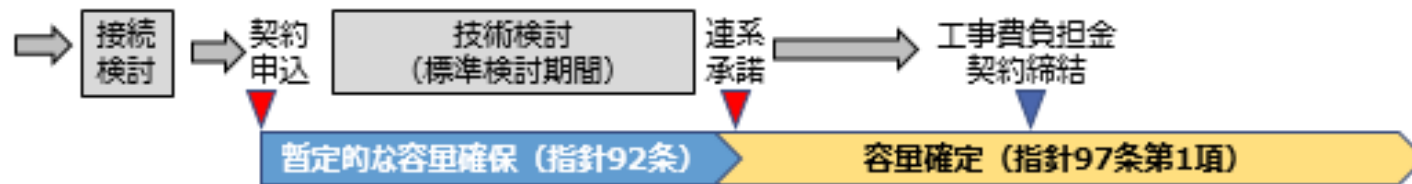
上記整理に伴い、契約申込み時に保証金が必要となる旨及びその割合について、本機関の理事会において定める旨規定

【業務規程第74条の2】<新設>

【送配電等業務指針第88条】<変更>

【送配電等業務指針第88条の2】<新設>

【方策①デポジット制の導入イメージ】



方策①：暫定的な容量確保に際し、デポジットを設ける。

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法)
第74条の2 本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。



【送配電等業務指針】 <変更前>

(発電設備等に関する契約申込みの受付)

第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(発電設備等に関する契約申込みの受付)

第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)



(新設)

(発電設備等に関する契約申込みの保証金)

第88条の2 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。

2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。

3 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。

4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。

- 一 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと
- 二 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと
- 三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと

現行の送配電等業務指針第89条第1項第3号では、一般送配電事業者は、接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合、契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めることになっています。

接続検討回答書の有効期限を導入したにもかかわらず、接続検討の回答日から1年間において、指針第89条第1項第3号により系統連系希望者が再度の検討料を支払うことが無いよう、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年間に限り再度の検討料を不要としました。

上記整理に伴い、送配電等業務指針の関係条文を規定します。

【送配電等業務指針 第83条】<変更>

(参考) 接続検討の検討料に関する変更 (新旧対照表：送配電等業務指針)

【送配電等業務指針】 <変更前>

(接続検討の検討料)

第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。

(新設)

(新設)

2 (略)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(接続検討の検討料)

第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。

一 簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合

二 第89条第1項第3号による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合

2 (略)

発電事業者の単価確約（以前のFIT法では契約申込みを実施することが単価確約の条件）を早期に実現するため、同時申込み制度が導入されました。

しかし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下FIT法）が2017年4月に改正され、単価確約時期が、契約申込みから契約締結に変更となりました。

また、新規にFIT法に定める特定供給者となる事業者が無くなったため、同時申込みに関するルールは不要となりました。

このため、送配電等業務指針の関係条文を削除します。

【送配電等業務指針第100条、第101条、第102条】<削除>

【送配電等業務指針】 <変更前>

(同時申込み)

第100条 第89条第1項第1号にかかわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる（以下「同時申込み」という。）。ただし、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。

2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から同時申込みを受け付けた場合は、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に速やかに通知する。

一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月

二 前号に掲げる以外の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月又は系統連系希望者と合意した期間

3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

4 一般送配電事業者は、第2項に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に発電設備等に関する契約申込みの回答を行うよう努めなければならない。

【送配電等業務指針】 <変更後>

第100条 **削除**



【送配電等業務指針】 <変更前>

(同時申込みの場合における意思表示書の提出等)

第101条 同時申込みを行った系統連系希望者は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、一般送配電事業者に対して、書面をもって、発電設備等に関する契約申込みを継続する旨の意思の表明（以下「意思表示」という。）又は契約申込みの取下げを行わなければならない。

2 一般送配電事業者は、意思表示に関する書面（以下「意思表示書」という。）を受領した場合には、意思表示書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表示を受け付ける。ただし、意思表示書に不備がある場合には、意思表示書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表示の受付を行う。

3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から意思表示を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、意思表示を受け付けた旨及び受付日を報告する。

4 一般送配電事業者は、系統連系希望者からの意思表示を受け付けた後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、意思表示の受付前に行った契約申込みの回答は無効とする。

5 同時申込みを行った系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月以内に意思表示を行わない場合には、意思表示が行われなかった契約申込みを取り下げたものとみなす。

【送配電等業務指針】 <変更後>

第101条 **削除**

(同時申込みの場合における本指針の適用)

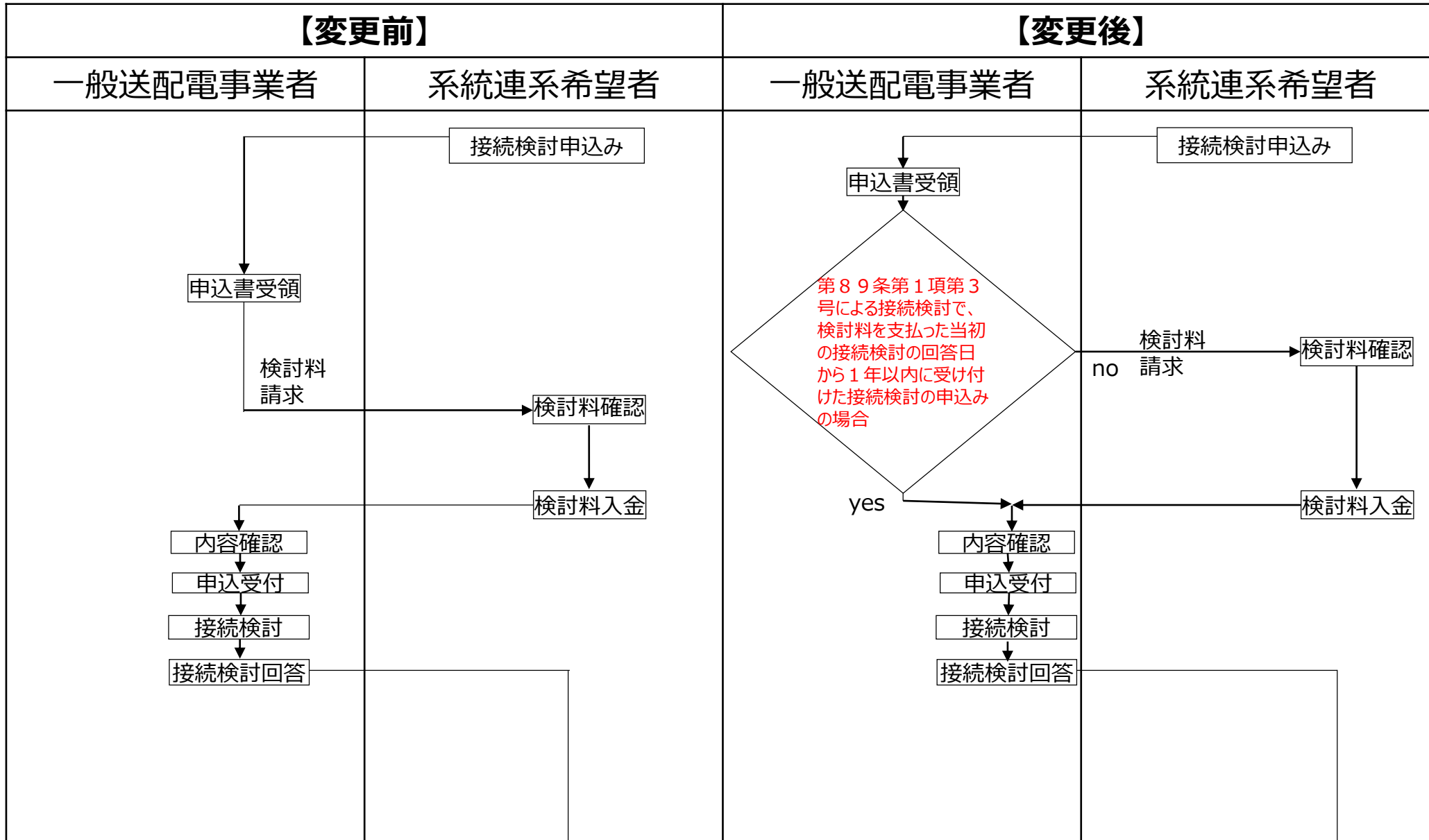
第102条 系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第89条、第91条から第94条の規定においては、「発電設備等に関する契約申込み」を「意思表示」、「申込書類」を「意思表示書」と読み替えて適用し、第91条第3項、第94条第5号、第96条及び第99条の規定に関しては、「発電設備等に関する契約申込み」を「意思表示を受け付けた発電設備等に関する契約申込み」と読み替えて適用する。

2 系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第88条第3項及び第4項並びに第98条は適用しない。

第102条 **削除**

(参考)

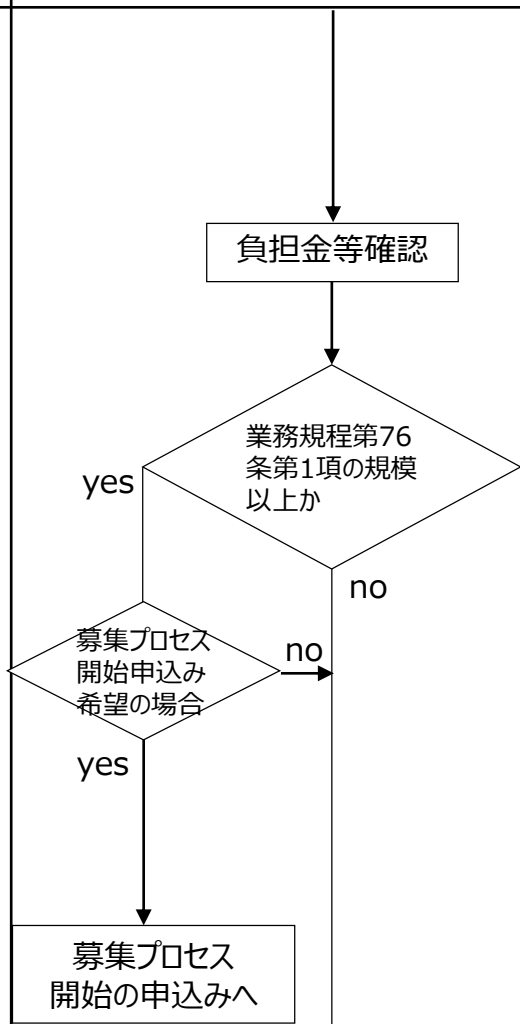
新旧系統アクセス業務 業務フロー



【変更前】

一般送配電事業者

系統連系希望者



【変更後】

一般送配電事業者

系統連系希望者

